佐賀県	ヤマト運輸株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州西武運輸株式会社、九州名鉄運輸株式会社、西鉄運輸株式会社、九州日立物流サービス株式会社、松浦通運株式会社、肥前通運株式会社、佐賀梱包運輸有限会社、佐賀県農業協同組合、佐賀高速運輸株式会社、株式会社丸都運輸及び臼杵運送株式会社
長崎県	ヤマト運輸株式会社、フットワークエクスプレス株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州西武運輸株式会社、タカラ長運株式会社、北松通運株式会社、日通長崎運輸株式会社、西肥名鉄運輸株式会社、株式会社深町組
熊本県	ヤマト運輸株式会社、フットワークエクスプレス株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、四国名鉄運輸株式会社、九州西武運輸株式会社、ランテック株式会社、九州名鉄運輸株式会社及び臼杵運送株式会社
大分県	ヤマト運輸株式会社、フットワークエクスプレス株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州西武運輸株式会社、九州名鉄運輸株式会社、豊後通運株式会社、東久大通運株式会社、臼杵運送株式会社及び株式会社ダイヤモンドライン
宮崎県	ヤマト運輸株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、株式会社日新、九州西武運輸株式会社、ランテック株式会社、臼杵運送株式会社及び日通宮崎運輸株式会社
鹿児島県	ヤマト運輸株式会社、フットワークエクスプレス株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州西武運輸株式会社、ランテック株式会社、九州名鉄運輸株式会社、西久大運輸倉庫株式会社、臼杵運送株式会社、日通宮崎運輸株式会社、日通鹿児島運輸株式会社、富士運送株式会社及び日本貨物株式会社
沖縄県	ヤマト運輸株式会社及び沖縄ヤマト運輸株式会社

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮城県自動車小売業最低賃金（平成20年宮城労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月14日

宮城労働局長　落合　淳一

第４号中「１時間746円」を「１時間747円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月15日から効力を生ずる。

富山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県非鉄金属第１次製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、アルミニウム・同合金ダイカスト、非鉄金属ダイカスト製造業最低賃金（平成６年富山労働基準局最低賃金公示第８号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月14日

富山労働局長　堀江　雅和

富山県非鉄金属第１次製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、アルミニウム・同合金ダイカスト、非鉄金属ダイカスト製造業最低賃金

１　適用する地域　富山県の区域

２　適用する使用者　前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

⑴　非鉄金属第１次製錬・精製業

⑵　伸銅品製造業

⑶　アルミニウム・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）

⑷　鉛・同合金圧延業（押出しを含む）

⑸　アルミニウム・同合金ダイカスト製造業

⑹　非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）

⑺　⑴から⑹までに掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所

⑻　純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が⑴から⑹までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

３　適用する労働者　前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

⑴　18歳未満又は65歳以上の者

⑵　雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

⑶　次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃又は片付けの業務

ロ　手作業による包装、袋詰め又は運搬の業務

４　前号の労働者に係る最低賃金額　１時間771円

５　この最低賃金において賃金に算入しないもの　精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

富山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県金属製サッシ・ドア、鉄骨系プレハブ住宅、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金（平成20年富山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月14日

富山労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間770円」を「１時間771円」に改める。

沖縄労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、沖縄県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年沖縄労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成23年11月14日

沖縄労働局長　川口　秀人

第４号中「１時間666円」を「１時間671円」に改める。

国家試験

平成23年度土地改良換地士資格試験の合格者の公表について

平成23年度土地改良換地士資格試験の合格者を決定したので、その氏名を次のとおり公表する。

平成23年11月14日

農林水産大臣　鹿野　道彦

受験番号	氏名	受験番号	氏名
101Ａ―13	栃本味千代	602Ａ－１	細渓　拓男
101Ａ―18	谷村　元介	604Ａ－１	日髙　明香
204Ａ－３	寺田　正樹	604Ｂ－１	土井　義暢
205Ｂ－１	白石　徳広	704Ｂ－１	桒原　治郎
308Ｂ－１	岩間　浩	803Ｂ－５	川原　賢一
403Ｂ－１	倉田　景一	804Ｂ－３	宮川　和幸

公　告

認　可　等

工場財団

広島県府中市目崎町762番地**リョービ株式会社**の工場財団に広島県府中市目崎町字矢現659番地の１リョービ株式会社広島工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成23年11月14日　広島法務局福山支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月14日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成23年10月24日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社角弘　小田桐健藏　青森県青森市新町２－５－１　国土交通大臣（特―19）第19653号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年９月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年11月14日

中国地方整備局長　戸田　和彦

１　処分をした年月日　平成23年10月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社くるま　来間　敬　鳥取県米子市彦名町1460－４　国土交通大臣許可（般・特―18）第6496号